

# 次世代育成支援対策推進法に基づく 一般事業主行動計画

平成17年4月策定  
平成27年4月改定  
令和2年4月改定

平成17年に「次世代育成支援対策推進法」が施行されました。次世代育成支援対策推進法は、次の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を行うための法律です。この法律に基づき、当センターも職員が仕事と子育てを両立できるような環境を整備する一端を担い、次世代育成支援対策として「一般事業主行動計画」を策定しております。

※現在、第4回行動計画に掲げた目標に向けて取り組んでおります。

## □ 計画期間（第4回）

令和2年4月1日 ～ 令和7年3月31日

## □ 取組目標

### ＜ 目標1 ＞

妊娠中、産休、育休等に関する諸制度について職員へ周知する。（取組）  
採用時または法律の改正時などに、各所属長を通じて文書で説明したり、センター内の電子掲示板を使って全職員に周知を図ります。

### ＜ 目標2 ＞

男性職員の配偶者が出産する際の有給休暇及び育児休業の取得を促進する。（取組）  
採用時や毎年度当初に、各所属長を通じて各規程を用いて説明したり、センター内の電子掲示板を使って全職員に周知を図ります。

### ＜ 目標3 ＞

子の看護休暇の有給休暇対象者を拡大し、利用取得の促進を図る。（取組）  
法人規定（育児・介護休業等に関する規定第12条）に基づく「子の看護休暇」を利用しやすい制度にして、子育て支援及び雇用環境向上を図ります。